

令和5年度 就学援助のお知らせ

あま市では、お子さんをあま市立小中学校へ通学させるのに、経済的な理由でお困りの方に対して、学用品など就学に必要な経費の一部を援助しています。

援助を希望される方は、次の事項を参考に申込み期間内に申請手続きを行ってください。

なお、令和4年度に援助を受けられた方で、令和5年度も引き続き援助を希望される方も必ず申込み期間内に申請手続きを行ってください。

援助を受けることができる家庭

あま市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者等で、次のいずれかに該当し、あま市教育委員会が支給の必要があると認めた方

番号	申請理由	添付書類等（コピー可）
1	生活保護を受けている （生活保護の教育扶助に該当しない修学旅行費のみを支給）	不要
2	生活保護が停止又は廃止された	保護決定通知書（停止・廃止）当該年度
3	市民税が非課税又は減免されている （同一生計世帯員全員）	市県民税所得課税証明書（前年度及び当該年度） 令和4年及び令和5年の1月1日時点であま市に住民票があり、所得申告が済んでいる方は提出の必要はありません。
4	個人の事業税又は固定資産税が減免されている	減免決定通知書
5	国民年金保険料が全額免除されている（同一生計世帯員全員）	国民年金保険料免除承認通知書（全額免除のみ）
6	国民健康保険税が減免されている（減額は該当しません）	減免決定通知書
7	児童扶養手当の支給を受けている （児童手当・特別児童扶養手当は該当しません）	児童扶養手当証書
8	生活福祉資金の貸付を受けている	貸付決定日及び償還期間終了日がわかるもの
9	その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる （同一生計世帯員全員）	市県民税所得課税証明書（当該年度） 令和5年1月1日時点であま市に住民票があり、所得申告が済んでいる方は提出の必要はありません。 その他要件用紙（経済的に困窮している状況の詳細を記入） ※追加資料が必要な場合があります。

申込み期間等

- ①申請先・・・学校教育課（本庁舎）窓口もしくは郵送、又は甚目寺市民サービスセンター窓口に提出してください。
5月8日（月）以降は、学校教育課（新庁舎）の窓口に提出してください。
※申請書は各窓口に用意してあります（市ウェブサイトからもダウンロードできます。）。
- ②申込み期間及び時間・・・令和5年4月3日（月）～令和5年5月31日（水）（土日祝除く）
午前8時30分～午後5時15分
※申込み期間後も随時申請は受け付けますが、認定された場合でも認定月からの月割支給になります。
- ③お持ちいただくもの・・・認印（スタンプ型は不可）、振込先口座のわかるもの
上記申請要件を証明できる添付書類

注意事項

- ①所得申告が必要です。未申告の方は所得申告をしてください。
- ②認定を受けた後に認定要件を喪失された方は、認定が取り消されます。別の認定要件で申請される方は、再度申請をしてください。
- ③世帯状況の変更や提出された書類に誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消し、既に受け取られた就学援助費の返還をしていただくことがあります。

問い合わせ先

490-1292 あま市木田戌亥18番地1（本庁舎）

あま市教育委員会 学校教育課 Tel 444-0902